

3 公認パラスポーツ医資格認定関係

(1) 公認パラスポーツ医資格認定規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導者要綱（以下「要綱」という。）第3条（3）に規定する公認パラスポーツ医（以下「パラスポーツ医」という。）の資格取得などに必要な事項を定め、適切な実施を図ることを目的とする。

(役割)

第2条 障がい者のスポーツ・レクリエーション活動に必要な医学的管理および指導などの医学的支援をするとともに、協会、その他関係団体と連携し、広くパラスポーツに対し医学的見地からの障がい者の健康の維持、増進および競技力の向上などに寄与する。

(資格の取得)

第3条 前条の資格取得を希望する者は、協会が主催する養成講習会を修了しなければならない。

(受講資格)

第4条 日本の医師国家資格を有し、5年以上経過した者でなければならない。

(認定)

第5条 パラスポーツ医の認定は、養成講習会を修了し、資格取得申請した者を会長が認定する。

(資格の有効期限)

第6条 認定の有効期限は毎年4月1日から4年後の3月31日までの4年間とする。ただし、年度の途中において新たに認定を受け登録することができる。

2 認定手続きの申請を毎年1月1日から3月31日までに提出した場合は、次年度から4年間の認定登録とする。

(資格の喪失)

第7条 パラスポーツ医は次に該当するとき、その資格を喪失する。

- (1) 医師の国家資格を喪失したとき。
- (2) 更新をしなかったとき。
- (3) その他、パラスポーツ医として適当でないと会長が認めるとき。

(申請)

第8条 パラスポーツ医の申請は、第5条に基づき資格取得申請の認定を受けた者が、パラスポーツ医資格認定細則により手続きをしなければならない。

(更新条件)

第9条 パラスポーツ医として資格の更新を希望する者は、資格有効期限内（4年間）に以下に定める要件を1つ以上満たしていなければならない。

- (1) パラスポーツ医資格更新指定講習会を受講した。
- (2) 本協会が指定するパラスポーツに関する研修会(全国研修会等)を受講した。
- (3) 日本障がい者スポーツ学会に参加し、講義を受講した。
- (4) パラスポーツの国際大会、国内大会において帯同医として活動した。
- (5) パラスポーツの国際大会、国内大会において医務員として活動した。
- (6) パラスポーツに関する講習会・研修会において講師を務めた。
- (7) パラスポーツに関わる医事活動を定期的におこなった。
(チームドクター、クラス分け判定、障がい者のスポーツ医事相談等)

(その他)

第10条 その他、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則 [平成24年1月27日一部改正]

1 「財団法人」を「公益財団法人」への移行に伴い変更し各項目を整理した。

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 更新条件に「本協会が指定する障がい者スポーツに関する研修会を受講した者」を追記した。

附 則 [平成28年4月1日一部改正]

1 更新条件に「公認障がい者スポーツ医資格更新指定講習会」を追記し、更新条件を整理した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 「公益財団法人日本パラスポーツ協会」への名称変更に伴い、協会名称に関する標記を整理した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

- 1 「公認パラスポーツ医」への名称変更に伴い、標記を整理した。
- 2 「公認パラスポーツ指導者」への変更に伴い、標記を整理した。

(2) 公認パラスポーツ医資格認定細則

(目 的)

第1条 この細則は、公認パラスポーツ医資格認定規程第5条に規定する公認パラスポーツ医（以下「パラスポーツ医」という。）の具体的な認定手続きなどを定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(資格認定手続きおよび登録)

第2条 所定の資格認定申請書(様式-12)、指導者登録シート(様式-2)に認定料22,000円を添えて申請すること。

2 申請期間は、資格取得に必要な講習会などの修了後60日以内とする。

(交付)

第3条 協会は認定者に対し、「認定証」および「登録証」を交付する。

(更新手続き)

第4条 更新を希望するパラスポーツ医は、資格有効期間の最終年度の2月1日～3月31日の期間に資格認定申請書(様式-13)、指導者登録シート(様式-2)、および必要な添付書類、認定料22,000円を添えて申請しなければならない。

(休会)

第5条 海外への転勤・留学、出産・育児、健康上の理由(長期の入院等)等、パラスポーツ医としての活動が著しく困難な場合、事前に協会に届けることで、休会を認めることができる。

(基準カリキュラム・様式)

第6条 カリキュラムおよび様式を別紙のとおり定める。

2 その他、必要な事項についてはその都度別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年1月20日一部改正]

1 この規程は、平成22年4月1日から適用する。[第3条および障害者スポーツ医の名称に公認を追記]

附 則 [平成26年4月1日一部改正]

1 協会名称「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」への標記変更に伴い、「障がい」に関する標記を整理した。

附 則 [平成27年4月1日一部改正]

1 認定料の改定に伴い、金額の表記を変更した。

附 則 [平成28年4月1日一部削除]

1 公認障がい者スポーツ医資格認定規程第9条(更新の条件)の改正に伴い、更新の条件としていた所定の学会を定めた条項を削除した。

附 則 [平成28年4月1日一部改正]

1 [(3) 公認障がい者スポーツ医基準カリキュラム] のカリキュラムを一部改正した。

附 則 [令和4年4月1日一部改正]

1 公認障がい者スポーツ医の休会に関する細則を追記した。

附 則 [令和5年4月1日一部改正]

1 「公認パラスポーツ医」の名称変更に伴い、標記を整理した。

2 「障がい者スポーツ」を「パラスポーツ」へ標記を変更し、各項目を整理した。